

○大郷町高齢者シェルター事業実施要綱

令和4年8月4日
告示第76号

(目的)

第1条 大郷町高齢者シェルター事業（以下「事業」という。）は、家族から虐待を受けている高齢者、自宅での生活が困難な身寄りのない認知症高齢者等、緊急対応が必要な高齢者を一時的に保護することにより、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は大郷町とする。

2 この事業は、第3条に規定する実施施設を経営する社会福祉法人等に委託して、実施するものとする。

(実施施設)

第3条 この事業の実施施設は、あらかじめ町長が指定した養護老人ホームとする。

2 この事業は、養護老人ホームの空きベッド及び短期入所のために整備したベッド等を利用して実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、大郷町に住所を有する、おおむね65歳以上の在宅の要援護高齢者であって、家族からの虐待等により在宅生活が困難と認められ、緊急に施設入所による保護が必要な高齢者であり、かつ、次の要件を備えている者とする。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 特に医師等の治療を要しない者

(2) 感染性疾患のない者

(3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条第2項の措置を講ずることができない者

(4) 在宅老人の短期入所に関する規則（昭和62年大郷町規則第5号）第3条第1項の措置を採ることができない者

(5) 大郷町やむを得ない事由による措置要綱（平成24年大郷町告示第12号）第4第3項の措置の決定を行うことができない者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法に基づく要介護認定・要支援認定を受けている者で、介護保険の短期入所の利用が可能な場合は介護保険サービスの利用を優先するものとする。

(利用期間)

第5条 利用の期間は、原則として7日以内とする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(利用の申請)

第6条 事業の利用を希望する本人、本人の家族、代理人等（以下「申請者」という。）は、高齢者シェルター利用申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと、町長が認める場合には、口頭

により申請することができる。

(利用の決定)

第7条 町長は、利用の申請を受理したときは、速やかに第4条の規定に該当するか否かを審査し、利用の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において町長は、第4条の規定に該当するときは、高齢者シェルター利用決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、高齢者シェルター利用依頼書(様式第3号)により、実施施設に通知するものとする。

(利用の決定の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者の、医療処置又は感染性疾患のため、実施施設での受入れが不適当と認められるとき。

(2) 利用者の暴力行為等により、実施施設又は他の入所者の安全に支障があると認められるとき。

(移送)

第9条 入退所時における移送は、原則として申請者が行うものとする。

(費用負担)

第10条 利用者は、入所に要する費用のうち、別表に掲げる額及び実施施設が定める食材費等を負担するものとする。ただし、利用者が生活保護受給者である場合には、食材費等の負担のみとする。

2 利用者は、実施施設に直接前項の費用及び食材費等を納入するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	養護老人ホーム (1日あたりの負担金)
生活保護世帯に属する者	0円
その他の世帯	400円